

特記仕様書

1 委託業務の名称

クリーンセンター志太整備に係る環境影響評価事後調査（その3）業務委託

2 業務概要

本業務は、クリーンセンター志太整備にあたり、「静岡県環境影響評価条例」（平成11年 静岡県条例第36号）に基づき、周辺環境に及ぼす影響の程度について適切に把握し、「志太広域事務組合新ごみ処理施設（仮称）クリーンセンター整備に係る環境影響評価事後調査計画書」（以下「事後調査計画書」という。）及びそれに対する知事意見に沿って実施される事後調査であり、予測及び評価並びに環境保全措置の妥当性を検証することを目的として、施設供用後の事後調査を実施するものである。

3 履行期間

契約締結日～令和12年3月31日

4 施行場所

藤枝市仮宿・高田地内及びその周辺地域

5 施設の概要

- (1) 施設の設置場所：藤枝市仮宿 161 番地の 5
- (2) 燃やすごみ処理施設：223t/日（111.5t/日×2 炉）
資源ごみ処理施設：5 t/日（日平均取扱量）

6 業務内容

(1) 調査計画・準備

本業務の実施に際し、事後調査計画書や知事意見、現地踏査等により、業務計画書を作成し、監督員の承諾を得ること。

(2) 事後調査の実施

調査項目、調査地点、調査時期及び調査手法は表—1 のとおりとする。

なお、詳細な調査地点については、監督員と協議の上、決定すること。

(3) 調査結果の整理

調査結果は、環境影響評価書に記載した予測結果及び環境影響評価の指標と対比するとともに、予測条件の状況なども合わせて対比して整理すること。

(4) 調査結果の検討

調査結果の整理に基づき、調査結果と予測結果の比較検討を行う。また、計画の変更に伴う予

測・評価の再検討結果についても併記し、その変更の経緯もわかりやすく記載する。

なお、調査結果が予測結果と異なった場合には、その原因を考察し、本事業の実施が環境に著しい影響を及ぼしていると認められる場合、関係機関と協議のうえ、発注者、受注者が協力して、速やかに環境保全対策を講ずるものとする。

(5) 事後調査報告書の作成

① 事後調査報告書（素案）の作成

検討結果をもとに、事後調査報告書（素案）を作成する。

なお、「参考表 1 事後調査の全体スケジュール」に沿って、年度単位で報告書（素案）を作成する。以下、②について年度単位で実施すること。

② 報告書の作成

各関係機関との協議・調整が済んだ後、事後調査報告書を作成すること。

7 打合せ協議

打合せ協議は、初回時及び納品時、及び稼働 1 年目と 3 年目にそれぞれ 2 回の計 6 回を想定する。なお、前記の打合せ協議以外に監督員と協議の上、打合せを実施することができる。

8 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき又は協議を受けた時は、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

なお、静岡県環境部局との協議は、事後調査報告書の提出にあたって 1 回、計 2 回を想定する。

9 業務管理

- (1) 業務の円滑な進捗を図るため、受注者は十分な経験を有する管理技術者を配置、秩序正しく業務を遂行させるとともに、成果品の品質を確保するために照査技術者を選任するものとする。
- (2) 受注者における管理技術者は、技術士（環境部門（自然環境保全、環境影響評価）又は建設部門（建設環境））を有する者とし、本対象施設と同等以上の施設規模のクリーンセンター（ごみ処理施設）を対象とした環境影響評価（準備書以降の手続き）について、業務を担当した実務経験を有し、かつ本業務の履行能力のあるものを配置し、業務の全体にわたり技術的管理を行うものとする。
- (3) 受注者における照査技術者は、技術士（環境部門（自然環境保全、環境影響評価）又は建設部門（建設環境））を有する者（管理技術者と兼任しない者を配置すること）とし、成果品の内容について技術上の照査を行うものとする。

10 提出書類

(1) 受注者は、業務の着手に先立ち、以下の書類を遅滞なく、監督員に提出し承諾を得るものとする。

- ① 着手届
- ② 管理技術者届
- ③ 照査技術者届
- ④ 経歴書及び技術士資格の写し
- ⑤ 業務実施計画書
- ⑥ その他発注者が指示する書類

11 成果品

(1) 本業務の成果品は以下のとおりとする。

なお、成果品の著作権は志太広域事務組合が保有するものとする。

- ① 事後調査結果報告書（供用1年目、3年目） 非公開版 各80部
- ② 事後調査結果報告書（供用1年目、3年目） 公開版 各50部
- ③ ①及び②の電子データ CD-R等の電子媒体で各2部
- ④ 計量証明書、測定結果等をまとめた資料一式

(2) 報告書はA4サイズとし、一部カラー印刷とする。

(3) 電子データのデータ形式は、PDF形式及びMicrosoft Word形式又はMicrosoft Excel形式とする。

(4) 電子データを記録したCD-R等は追記不可の状態とすること。また、盤面には図書名を記載するとともに、ウイルスチェックを実施し、ウイルス対策ソフト名及びソフトの最終更新日を記載すること。

(5) 納品場所は、クリーンセンター志太とする。

12 貸与品

(1) 発注者は受注者に対して、以下の資料を貸与する。

- ① 志太広域事務組合新ごみ処理施設（仮称）クリーンセンター整備に係る環境影響評価書・資料編
- ② 志太広域事務組合新ごみ処理施設（仮称）クリーンセンター整備に係る環境影響評価 事後調査計画書
- ③ 志太広域事務組合新ごみ処理施設（仮称）クリーンセンター整備に係る環境影響評価 事後調査報告書（工事1年目～5年目）

その他、志太広域事務組合が保有する委託業務に必要な資料

(2) 貸与品に関する注意事項

- ・貸与した資料については、保管・機密保持に厳重な注意を払うこと。
- ・貸与した資料を使用目的以外には用いないこと。また、貸与資料を第三者に譲渡し、また転貸を行ってはならない。
- ・貸与した資料は、使用目的が済み次第、速やかに返還すること。また、組合が貸与した資料の返却を求めた場合も、速やかに返還すること。
- ・貸与した資料を紛失、破損した場合には、受注者が復元すること。

13 業務遂行上の注意事項

(1) 業務全般

- ① 本業務の詳細なスケジュールは、監督員との協議により逐次決定すること。
- ② 受注者は、協議や打合せの内容を記録し、記録簿を作成するとともに、速やかに監督員に提出すること。
- ③ 本仕様書に記載されていない事項で、業務の遂行にあたり必要となる事項については、本業務の範囲内とする。

(2) 現地調査

- ① 調査に必要な仮設電源の設置及び撤去は、必要な材料の調達も含め、すべて受注者が行うこと。
- ② 大気環境調査及び道路で行う調査における測定機器等の設置については、歩行者等の安全を確保するため、フェンス、カラーコーン及び LED 点滅灯の設置等の適切な措置を講じるとともに、事前に道路管理者等の許可を得ること。
なお、調査に必要なスペースについては、受注者で確保すること。ただし、必要に応じて監督員の協力を求めることができる。
- ③ 受注者は、測定中の異常事態に備え、常に、連絡が取れる体制及び現場へ急行できる態勢を整えておくこと。
- ④ 事業予定地内に入場するにあたっては、管理業者と十分に調整を行うこと。また場内を走行する車両との事故等に十分注意すること。

表－1 調査項目別の調査地点及び調査手法

事後調査計画【施設計画確認調査】（土地又は工作物の存在及び供用時）

評価書時に想定した設計計画と竣工した施設内容、環境保全計画（環境の保全のための措置の内容）を確認し、必要に応じ、各事後調査項目の調査時期、頻度、調査地点を再検討するため、施設計画確認に関する調査を実施する。

事後調査計画【施設計画確認調査】（土地又は工作物の存在及び供用時）

環境項目		調査項目	調査地点	調査時期・頻度及び調査方法
大項目	小項目			
	施設計画	施設計画、 環境保全対策実施 状況	—	[調査時期] 施設が定常的に稼働している時期（1回） 令和8年度：1／4 令和9年度：3／4 [調査方法] 施設計画、環境保全対策実施状況の把握・ 集計による方法

事後調査計画【発生源調査】（土地又は工作物の存在及び供用時）

環境項目について調査し、環境保全目標との整合性を確認するとともに予測結果との比較を行う。

事後調査計画【環境調査】（土地又は工作物の存在及び供用時）

環境項目		調査項目	調査地点	調査時期・頻度及び調査方法
大項目	小項目			
大気汚染	ばい煙調査	硫黄酸化物、 窒素酸化物、 ばいじん、 塩化水素、 水銀、 ダイオキシン類	煙突 (各炉)	[調査時期] 供用開始後の一定期間 ばい煙の測定 4回／年 (硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、 塩化水素) 令和8年度：1／4 令和9年度：3／4 水銀 1回／年 ダイオキシン類 1回／年 令和9年度：1／1 [調査方法] サンプリング分析

事後調査計画【環境調査】（土地又は工作物の存在及び供用時）

環境項目		調査項目	調査地点	調査時期・頻度及び調査方法
大項目	小項目			
騒音及び低周波音	施設稼働騒音、低周波音	騒音レベル、低周波音圧レベル	敷地境界 4 地点 (図一 2)	[調査時期] 施設が定常的に稼働している時期 (平日 1 日、4 季) 令和 8 年度：1 / 4 令和 9 年度：3 / 4 [調査方法] 「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」に規定される方法
振動	施設稼働振動	振動レベル	敷地境界 4 地点 (図一 2)	[調査時期] 施設が定常的に稼働している時期 (平日 1 日、4 季) 令和 8 年度：1 / 4 令和 9 年度：3 / 4 [調査方法] 「振動規制法施行規則」別表第一に規定される方法
悪臭	施設からの悪臭	臭気指数	敷地境界 4 地点 (図一 3)	[調査時期] 施設が定常的に稼働している時期 (平日 1 日、4 季) 令和 8 年度：1 / 4 令和 9 年度：3 / 4 [調査方法] 「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」に規定される方法
温室効果ガス	温室効果ガスの発生量	温室効果ガス発生量及び売電量	施設内	[調査時期] 施設が定常的に稼働している時期（1 年間） 令和 8 年度：1 / 2 令和 9 年度：1 / 2 [調査方法] 運転記録、稼働記録の把握、集計による方法
廃棄物	廃棄物の発生量	廃棄物発生量、リサイクル率、廃棄物排出量	施設内	[調査時期] 施設が定常的に稼働している時期（1 年間） 令和 8 年度：1 / 2 令和 9 年度：1 / 2 [調査方法] 事業者による廃棄物の処理実績の把握、集計による方法

事後調査計画【環境調査】（土地又は工作物の存在及び供用時）

環境項目について調査し、環境保全目標との整合性を確認するとともに予測結果との比較を行う。

事後調査計画【環境調査】（土地又は工作物の存在及び供用時 その1）

環境項目		調査項目	調査地点	調査時期・頻度及び調査方法
大項目	小項目			
大気汚染	排出ガス (環境大気質)	二酸化硫黄、 二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 微小粒子状物質、 塩化水素、 水銀、 ダイオキシン類 風向・風速	周辺 3 地点 (図-1)	[調査時期] 施設が定常的に稼働している時期 (7 日間/季、4 季) 令和8年度：1 / 4 令和9年度：3 / 4 [調査方法] 「二酸化窒素に係る環境基準について」、 「大気汚染に係る環境基準について」、「濾 過捕集による質量濃度測定方法又はこの 方法によって測定された質量濃度と等価 な値が得られると認められる自動測定機 による方法(微小粒子状物質)」、「ダイオキ シン類に係る大気環境調査マニュアル」、 「有害大気汚染物質測定方法マニユアル」、 「大気汚染物質測定法指針」に規定さ れる方法
	廃棄物運搬車両 排ガス	二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 交通量	走行ルート 2 地点 (図-1)	[調査時期] 施設が定常的に稼働している時期 (7 日間/季、4 季)、交通量は各 1 日 令和8年度：1 / 4 令和9年度：3 / 4 [調査方法] 「二酸化窒素に係る環境基準について」、 「大気汚染に係る環境基準について」に規 定される方法、交通量はカウンターによる 計測方法
騒音	廃棄物運搬車両 騒音	騒音レベル 交通量	走行ルート 2 地点 (図-2)	[調査時期] 施設が定常的に稼働している時期 (平日 1 日、1 季) 令和9年度：1 / 1 [調査方法] 「騒音に係る環境基準について」に規定さ れる方法
振動	廃棄物運搬車両 振動	振動レベル 交通量	走行ルート 2 地点 (図-2)	[調査時期] 施設が定常的に稼働している時期 (平日 1 日、1 季) 令和9年度：1 / 1 [調査方法] 「振動規制法施行規則」に規定される方法

事後調査計画【環境調査】（土地又は工作物の存在及び供用時 その2）

環境項目		調査項目	調査地点	調査時期・頻度及び調査方法
大項目	小項目			
地下水汚染		地下水質 (環境基準項目)	周辺 1 地点 (図－4)	[調査時期] 施設が定常的に稼働している時期（1 回/月 12 回/年） 令和8年度：3／12 令和9年度：9／12 [調査方法] 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」に規定される方法
地下水の 変化	施設の稼働	地下水位	周辺 1 地点 (図－4)	[調査時期] 施設が定常的に稼働している時期 （月 1 回、1 年間） 令和8年度：3／12 令和9年度：9／12 [調査方法] 水位計を用いた測定

事後調査計画【環境調査】（土地又は工作物の存在及び供用時 その3）

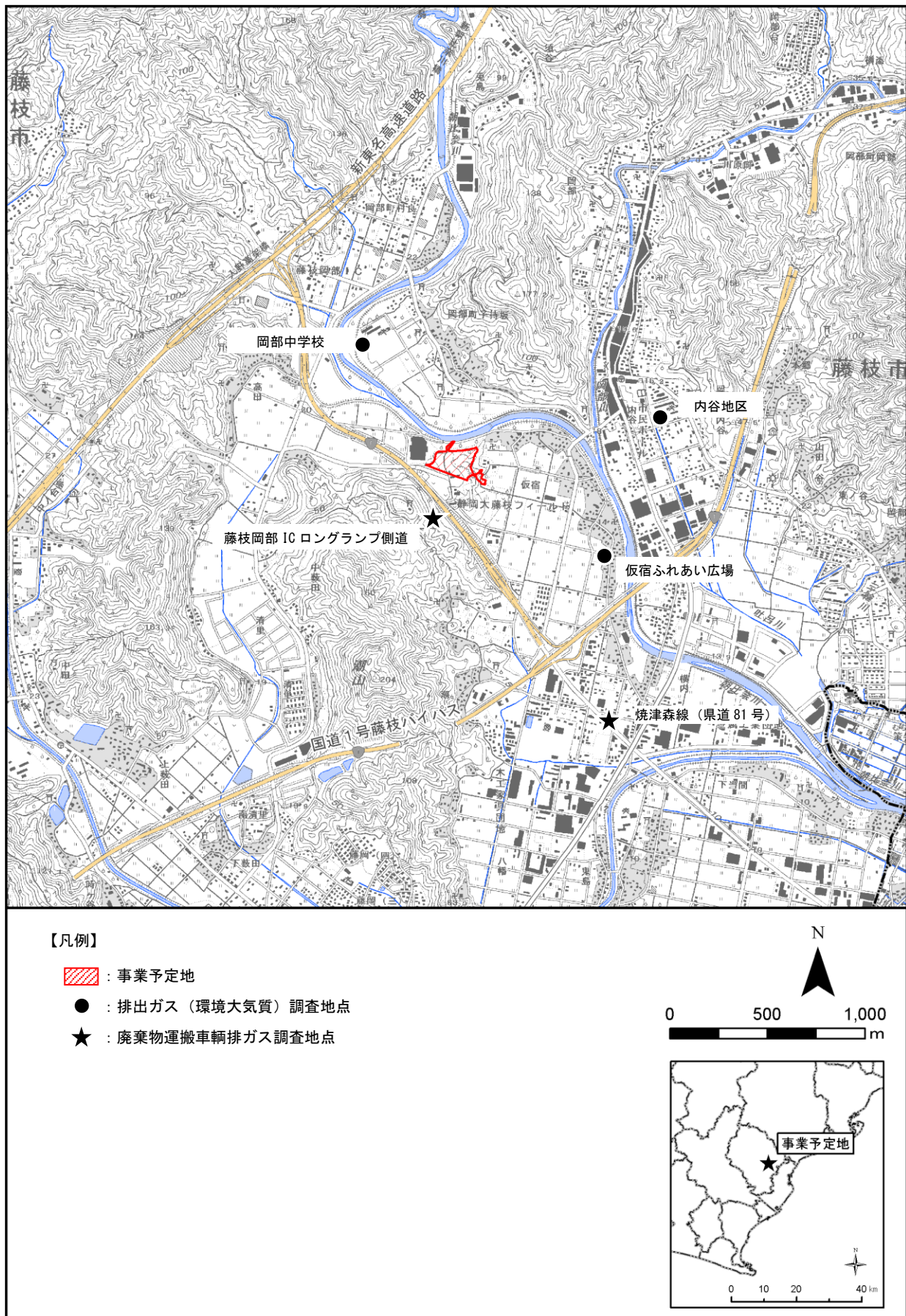
環境項目		調査項目	調査地点	調査時期・頻度及び調査方法
大項目	小項目			
動物		カヤネズミ	事業予定地内及び周辺	[調査時期] 供用1年目及び3年目の秋 令和9年度：1／2 令和11年度：1／2 [調査方法] フィールドサイン調査
		希少猛禽類 モニタリング調査	事業予定地内及び周辺 (2～3 地点)	[調査時期] 供用1年目及び供用3年目の2月～7月 令和8年度：2／12 令和9年度：4／12 令和10年度：2／12 令和11年度：4／12 [調査方法] 定点調査
		鳥類相、オオタカ、ハイタカ、その他鳥類	事業予定地内及び周辺	[調査時期] 供用1年目及び3年目の繁殖期と非繁殖期（年2回・初夏と冬） 令和8年度：1／4 令和9年度：1／4 令和10年度：1／4 令和11年度：1／4 [調査方法] ラインセンサス調査・定点調査・任意調査
		は虫類・両生類、トノサマガエル（ヌマガエル）	事業予定地内及び周辺	[調査時期] 供用1年目及び3年目の春、夏、秋 令和9年度：3／6 令和11年度：3／6 [調査方法] 捕獲・目撃調査等
		昆虫類相・オオチャバネセセリ	事業予定地内及び周辺	[調査時期] 供用1年目及び3年目の春～秋 令和9年度：1／2 令和11年度：1／2 [調査方法] 任意採集調査・幼虫確認調査
		カワバタモロコ	高田大溝川	[調査時期] 供用1年目、1回 令和9年度：1／1 [調査方法] 任意採集による調査

事後調査計画【環境調査】（土地又は工作物の存在及び供用時 その3）

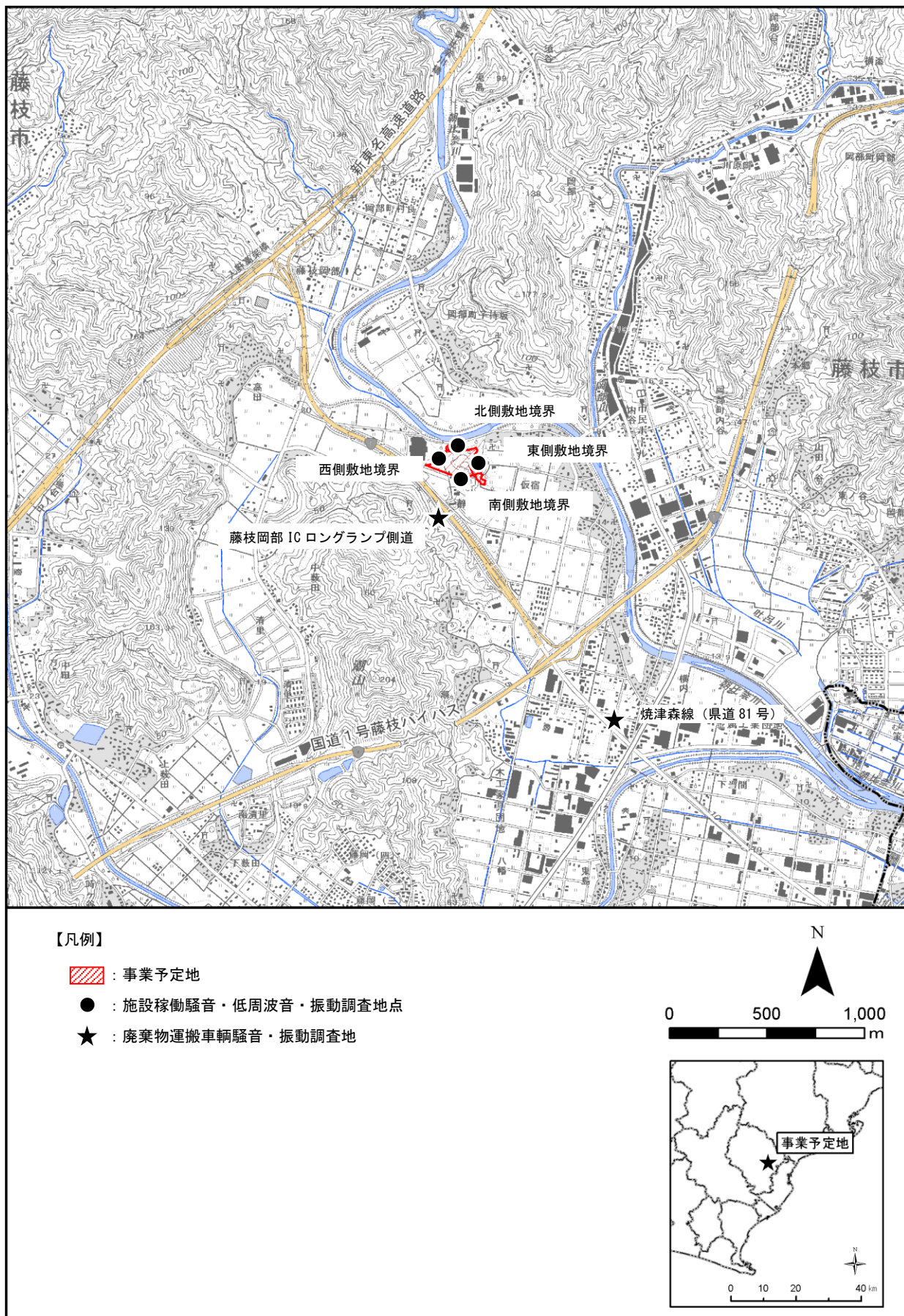
環境項目		調査項目	調査地点	調査時期・頻度及び調査方法
大項目	小項目			
植物	植物	植物	事業予定地内 及び周辺	[調査時期] 供用1年目及び3年目の夏または秋 令和9年度：1／2 令和11年度：1／2 [調査方法] 植物相調査・コドラート調査・毎木調査
生態系	希少猛禽類	希少猛禽類	事業予定地 及びその周辺 (4地点)	動物調査と併用
	指標種 (タヌキ・キツネ)	指標種 (タヌキ・キツネ)	事業予定地内 2地点 周辺3地点	[調査時期] 供用1年目及び3年目（年4回） 令和8年度：1／8 令和9年度：3／8 令和10年度：1／8 令和11年度：3／8 [調査方法] 無人撮影調査
	指標種 (アカネズミ)	指標種 (アカネズミ)	事業予定地内 2地点 周辺3地点	[調査時期] 供用1年目及び3年目の春、秋（年2回） 令和9年度：2／4 令和11年度：2／4 [調査方法] トラップ調査
	指標種 (ヌマガエル)	指標種 (ヌマガエル)	事業予定地 及びその周辺	動物調査と併用

事後調査計画【環境調査】（土地又は工作物の存在及び供用時 その4）

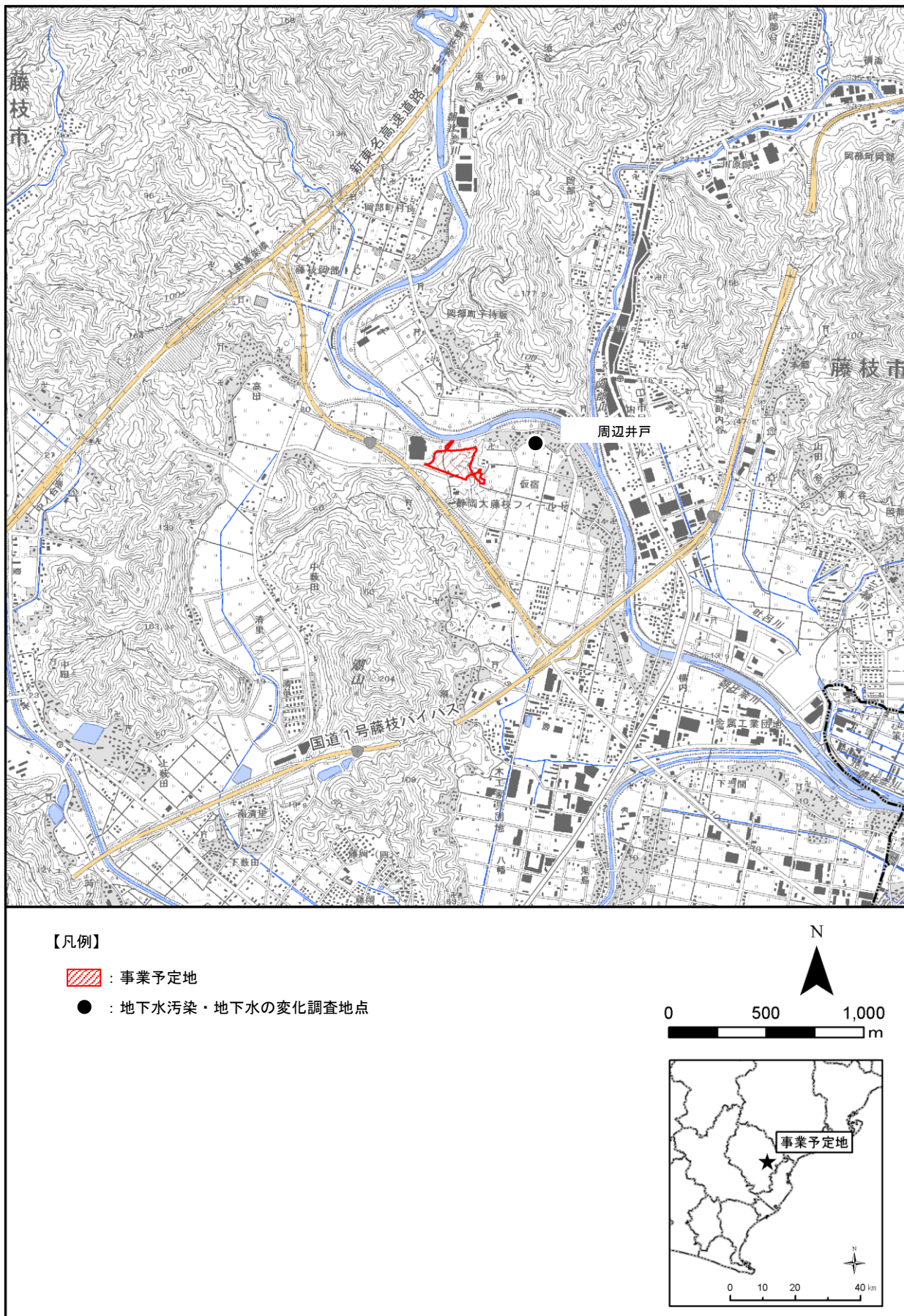
環境項目		調査項目	調査地点	調査時期・頻度及び調査方法
大項目	小項目			
景観	主要な眺望景観 の変化の程度	主要眺望地点の景 観	周辺8地点 (図－5)	[調査時期] 施設完成後一定期間、1回（夏季、冬季） 令和8年度：1／1 令和9年度：1／1 [調査方法] 写真撮影による方法
地域交通	交通量	交通量、 渋滞長・滞留長 (交差点のみ)	走行ルート 断面2地点 交差点3地 点 (図－6)	[調査時期] 廃棄物運搬車両の走行が代表的な時期 (平日1日、1季) 令和9年度：1／1 [調査方法] カウンター計測等による方法



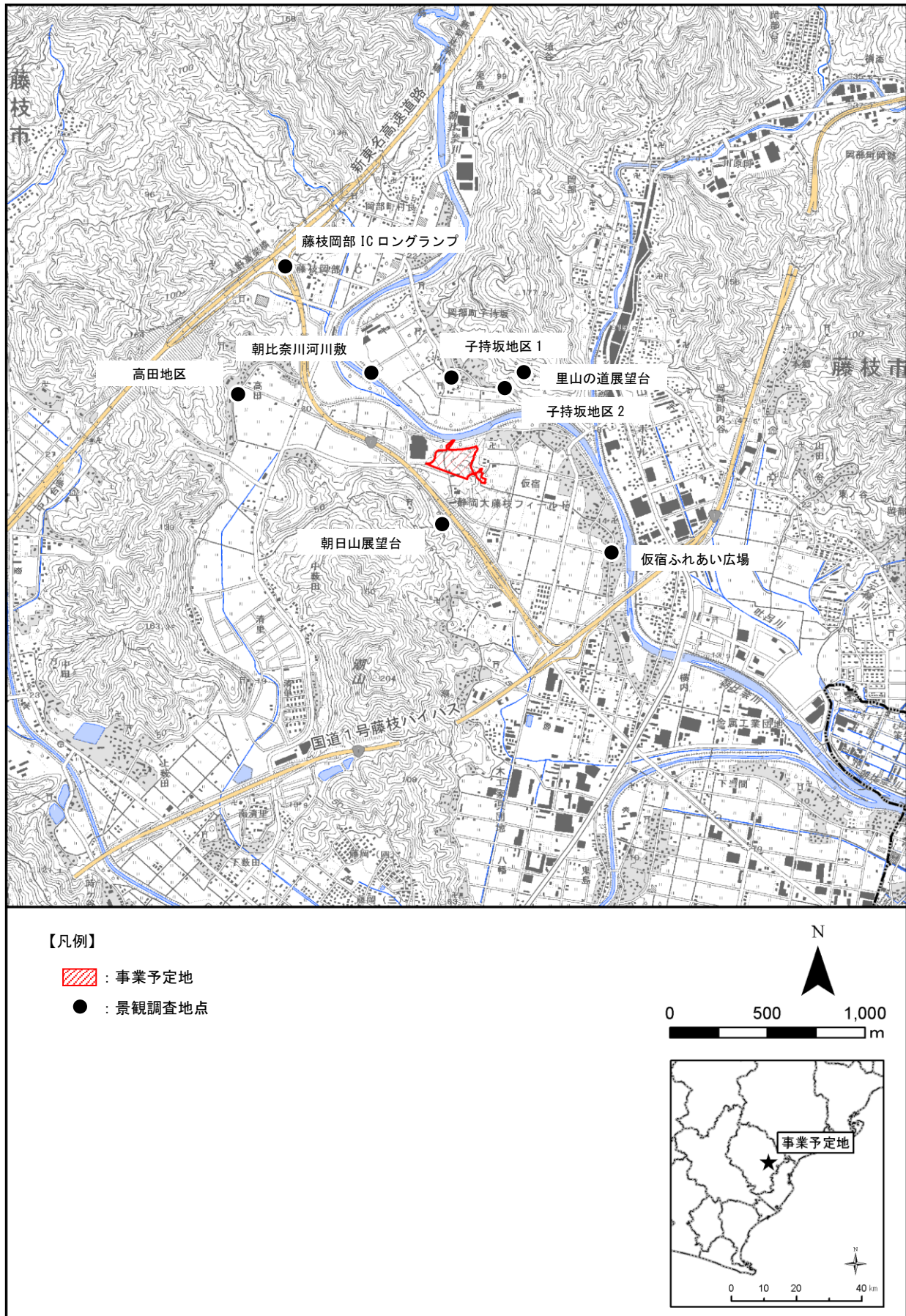
図－１ 大気汚染調査地点（土地又は工作物の存在及び供用時）



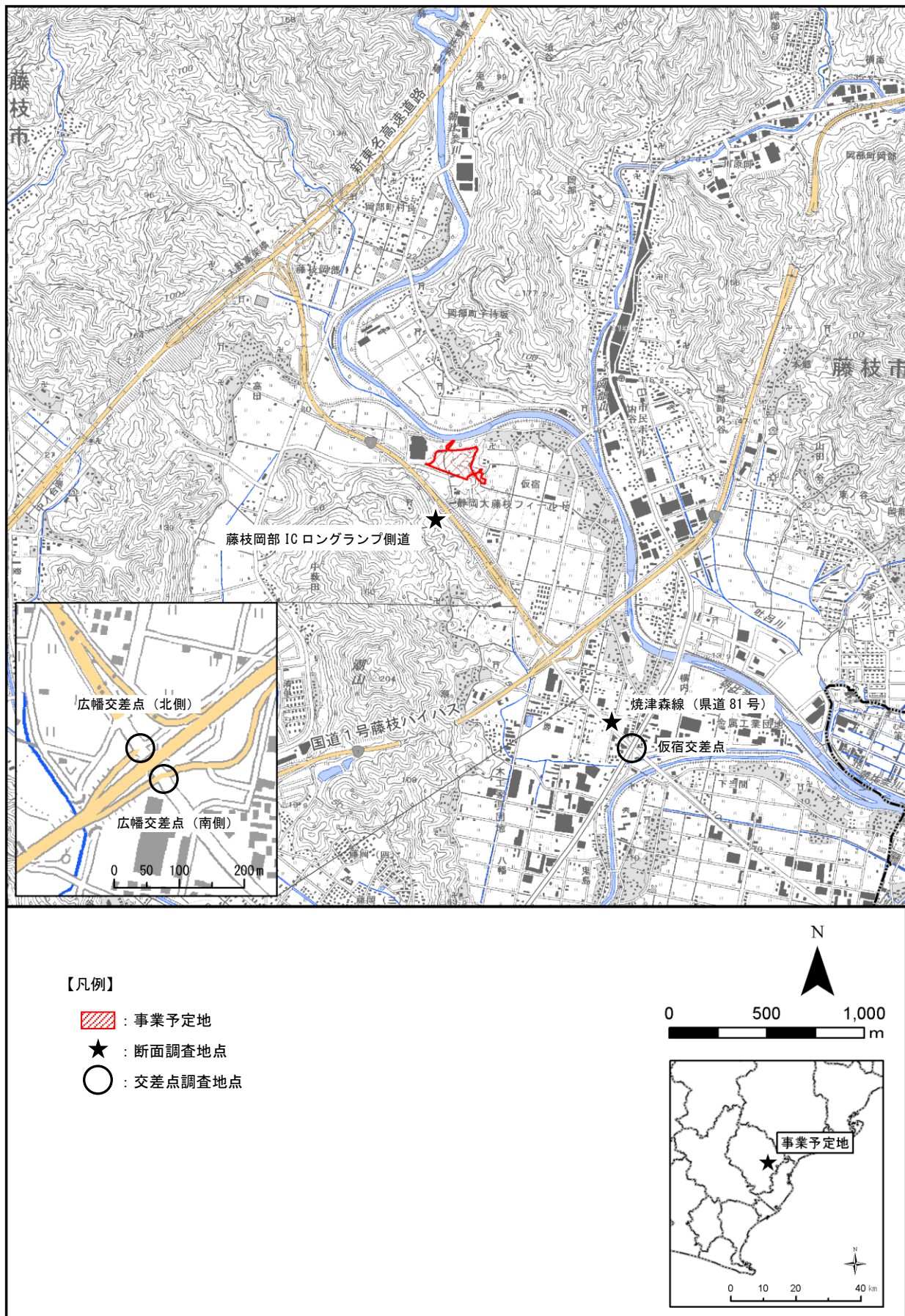
図－2 騒音・振動調査地点（土地又は工作物の存在及び供用時）



図－4 地下水調査地点（土地又は工作物の存在及び供用時）



図－5 景観調査地点（土地又は工作物の存在及び供用時）



図－6 地域交通調査地点（土地又は工作物の存在及び供用時）

参考表 1 事後調査の全体スケジュール

区分	環境項目		調査項目	調査地点	調査時期・頻度	工事1年目			工事2年目			工事3年目			工事4年目			工事5年目			稼働 1 年目				稼働 2 年目				稼働3年目				
	大項目	小項目																															
施設計画確認調査			施設計画		施設計画、環境保全対策実施状況	—		←————→												←————→													
発生源調査	大気汚染	ばい煙調査	硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素、水銀、ダイオキシン類		煙突（各炉）	供用開始後の一定期間ばい煙の測定4回／年（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水														●	●	●	●										
	騒音	施設稼働騒音、低周波音	騒音レベル、低周波音圧レベル		敷地境界 4地点	施設が定期的に稼働している時期（平日1日、4季）														●	●	●	●										
	振動	施設稼働振動	振動レベル		敷地境界 4地点	施設が定期的に稼働している時期（平日1日、4季）														●	●	●	●										
	悪臭	施設からの悪臭	臭気指数		敷地境界 4地点	施設が定期的に稼働している時期（平日1日、4季）														●	●	●	●										
	温室効果ガス	温室効果ガスの発生量	温室効果ガス発生量及び発電量		施設内	施設が定期的に稼働している時期（1年間）														←————→													
	廃棄物	廃棄物の発生量	廃棄物発生量、リサイクル率、廃棄物排出量		施設内	施設が定期的に稼働している時期（1年間）															←————→												
環境調査	大気汚染	排出ガス（環境大気質）	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、塩化水素、水銀、ダイオキシン類		周辺 3 地点	施設が定期的に稼働している時期（7日間／季、4季）														●	●	●	●										
		廃棄物運搬車両排ガス	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、交通量		走行ルート 2地点	施設が定期的に稼働している時期（7日間／季、4季）、交通量は各1日														●	●	●	●										
	騒音	廃棄物運搬車両騒音	騒音レベル、交通量		走行ルート 2地点	施設が定期的に稼働している時期（平日1日、1季）														←- - - -●- - ->													
	振動	廃棄物運搬車両振動	振動レベル、交通量		走行ルート 2地点	施設が定期的に稼働している時期（平日1日、1季）														←- - - -●- - ->													
	地下水汚染		地下水質（環境基準項目）		周辺地域 1地点	施設が定期的に稼働している時期（1回/月 12回/年）														●●●	●●●	●●●	●●●										
	地下水の変化	施設の稼働	地下水位		周辺地域 1地点	施設が定期的に稼働している時期（月1回、1年間）														←————→													
	動物	カヤネズミ	カヤネズミ		事業予定地内及び周辺	供用1年目及び3年目の秋															←- - - - - - - ->								←- - - - - - - ->				
			希少猛禽類モニタリング調査		事業予定地内及び周辺（2～3地点）	供用1年目及び3年目の2月～7月																←- - - - - - - ->								←- - - - - - - ->			
			鳥類相、オオタカ、ハイタカ、その他鳥類		事業予定地内及び周辺	供用1年目及び3年目の繁殖期と非繁殖期（年2回・初夏と冬）																←- - - - - - - ->								←- - - - - - - ->			
			は虫類・両生類、トノサマガエル（ヌマガエル）		事業予定地内及び周辺	供用1年目及び3年目の春、夏、秋																	←- - - - - - - ->								←- - - - - - - ->		
			昆虫類相・オオチャバネセセリ		事業予定地内及び周辺	供用1年目及び3年目の春～秋																	←- - - - - - - ->								←- - - - - - - ->		
			カワバタモロコ		高田大溝川	供用1年目、1回																	←- - - - - - - ->										
	植物	植物	事業予定地内及び周辺		供用1年目及び3年目の夏または秋															←- - - - - - - ->								←- - - - - - - ->					
	生態系	希少猛禽類	希少猛禽類		事業予定地及びその周辺（4地点）	動物調査と併用																											
			指標種（タヌキ・キツネ）		事業予定地内2地点 周辺 3地点	供用1年目及び3年目（年4回）															←- - - - - - - ->								←- - - - - - - ->				
			指標種（アカネズミ）		事業予定地内2地点 周辺 3地点	供用1年目及び3年目の春、秋（年2回）																←- - - - - - - ->								←- - - - - - - ->			
			指標種（ヌマガエル）		事業予定地及びその周辺	動物調査と併用																											
	景観	主要な眺望景観の変化の程度	主要眺望地点の景観		周辺 8 地点	施設完成後一定期間、2回（冬季、夏季）															◀●- - - ●- ->												
	地域交通	交通量	交通量、渋滞長・滞留長（交差点のみ）		走行ルート断面 2地点 交差点 3地点	廃棄物運搬車両の走行が代表的な時期（平日1日、1季）															←- - - -●- ->												
事後調査報告書																						●								●			

破線矢印は、その間において適宜時期を設定して調査を実施するものを示す。

志太広域事務組合土木設計業務等委託契約約款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）の委託契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の仕様書、設計書及び図面（業務説明書及び業務説明に対する質問回答書を含む。以下これらの仕様書、設計書及び図面を「設計図書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（契約書、この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 2 受注者は、業務を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の業務代理人若しくは管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の業務代理人若しくは管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、契約書、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第49条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が設計共同体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この約款に定める催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表及び委託業務費内訳書の提出)

第3条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受領した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- 5 受注者は、発注者から請求があった場合においては、この契約締結後7日以内に、設計図書に基づいて委託業務費内訳書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。なお、契約書の契約保証金欄に「免除」と記載がある場合は、この条は適用しないものとする。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証(契約保証特約を付したものに限る。)
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第2号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第46条の2第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

第6条 受注者は、成果物(第37条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。)が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規

定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 6 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括再委託等の禁止）

第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（暴力団関係業者による再委託等の禁止等）

第7条の2 受注者は、第42条の2第1項第9号アからオまでのいずれかに該当する者（以下この条において「暴力団関係業者」という。）を下請負人（下請その他この契約に関連する契約の相手方を含む。以下同じ。）としてはならない。

- 2 受注者は、その受託した業務に係る全ての下請負人に、暴力団関係業者と当該業務に係る再委託契約等を締結させてはならない。
- 3 受注者が、第1項の規定に違反して暴力団関係業者を下請負人とした場合又は前項の規定に違反して下請負人に暴力団関係業者と当該業務に係る下請負契約（下請その他この契約に関連する契約を含む。以下同じ。）を締結させた場合は、発注者は、受注者に対して、当該契約の解除（受注者が当該契約の当事者でない場合においては、受注者が当事者に対して当該解除を求めることを含む。以下同じ。）を求めることができる。
- 4 前項の規定による解除を求めたことによって生じる下請負契約の当事者の損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

（特許権等の使用）

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利

(以下この条において「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(意匠の実施の承諾等)

第8条の2 受注者は、自ら有する登録意匠(意匠法(昭和34年法律第125号)第2条第3項に定める登録意匠という。)を設計に用い、又は成果物によって表現される構造物若しくは成果物を利用して完成した構造物(以下「本件構造物等」という。)の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(監督員)

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の業務代理人若しくは管理技術者に対する業務に関する指示

(2) この約款及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務代理人若しくは管理技術者との協議

(4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この約款に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(業務代理人等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ当該各号に掲げる者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 測量及び調査

業務代理人及び主任技術者

(2) 設計

管理技術者

2 業務代理人又は管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第14条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 業務代理人、主任技術者又は管理技術者は、互いにこれを兼ねることができる。

4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務代理人又は管理技術者に委任せ

ず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(照査技術者)

第11条 受注者は、設計図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

(地元関係者との交渉等)

第12条 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

2 前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地への立入り)

第13条 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(業務代理人等に対する措置請求)

第14条 発注者は、業務代理人、主任技術者、管理技術者若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは第7条第3項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第15条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第16条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に借用書又は受領書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第17条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、

当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第18条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書、設計書、図面、業務説明書及び業務説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の変更又は訂正を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の変更又は訂正が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第19条 発注者は、前条第4項によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第21条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第20条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて、受注者の責めに帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第21条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

第21条の2 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第22条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第23条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第24条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第25条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要

な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第27条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項若しくは第3項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 成果物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、試験等に従事する業務の出来形部分（以下この条及び第46条において「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入済みの材料若しくは調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの材料若しくは調査機械器具であって立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
- (1) 業務の出来形部分に関する損害
損害を受けた出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 仮設物又は調査機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
 - (3) 材料に関する損害
損害を受けた材料に相応する業務委託料の額として、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。
(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第17条から第23条まで、第26条又は第27条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者が前項の規定により検査に合格した旨の通知をしたときは、業務の成果物の引渡しが行われたものとみなす。
- 4 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。

この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前3項の規定を準用する。

(業務委託料の支払い)

第32条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

第33条 発注者は、第31条第3項若しくは第4項又は第37条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、契約書記載の前払金額以内の支払いを発注者に請求することができる。ただし、業務委託料が300万円未満の場合及び前払金を支払う旨特約しない場合は、この限りでない。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の4を超えるとときは、受注者は、業務委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。
- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前金払の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から20日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、この契約の締結時における政府契約の支払遅延防止法等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第35条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に規定する場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第36条 受注者は、前払金を次の各号に掲げる業務の区分に応じ当該各号に定める費用に相当する額として必要な経費以外の経費の支払いに充当してはならない。

(1) 設計及び調査

材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料

(2) 測量

材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料

(部分引渡し)

第37条 成果物について、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第31条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第32条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完成し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第31条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第32条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3 前2項の規定により準用される第32条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する業務委託料」及び第2号中「引渡部分に相応する業務委託料」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が、前2項において準用する第31条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(1) 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

指定部分に相応する業務委託料×（1－前払金の額／業務委託料）

(2) 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

引渡部分に相応する業務委託料×（1－前払金の額／業務委託料）

(第三者による代理受領)

第38条 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（第37条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する受注者の業務中止)

第39条 受注者は、発注者が第34条又は第37条において準用される第32条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に

通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第40条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第41条 削除

第41条の2 削除

(発注者の催告による解除権)

第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 業務代理人、主任技術者又は管理技術者を配置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第40条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第42条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この項において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (8) 第44条又は第44条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受注者（受注者が共同企業体を結成している場合にあっては、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にあっては当該個人その他経営に実質的に関与している者をいい、受注者が法人である場合にあっては当該法人の役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員等であると認められるとき。
 - イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
 - ウ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用していると認められるとき。
 - オ アからエまでに該当するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。
 - カ 受注者が、再委託契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - ク 発注者が第7条の2第3項の解除を求め、受注者が正当な理由がなくこれに従わなかったとき（キに該当する場合を除く。）。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第42条の3 第42条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（談合等の不正行為に係る解除）

第42条の4 発注者は、受注者がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

- (1) 第46条の3第1項に該当するとき。
- (2) 受注者が不正な手段で入札に参加したことが判明したとき。

(発注者の任意解除権)

第43条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第42条、第42条の2又は第42条の4の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の催告による解除権)

第44条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第44条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第20条の規定による業務の中止期間が工期の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第44条の3 第44条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第45条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第37条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分(第37条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料(以下「既履行部分委託料」という。)を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

第46条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第34条の規定による前払金があったときは、受注者は、第42条、第42条の2又は第46条の2第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額(第37条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じて、この契約の締結時における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、第43条、第44条又は第44条の2の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額(第37条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済み

の前払金になお余剰があるときは、受注者は、第42条、第42条の2又は第46条の2第3項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、この契約の締結時における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、第43条、第44条又は第44条の2の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等が発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第37条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第7条第3項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等

この契約の解除が第42条、第42条の2又は第46条の2第3項によるときは受注者が負担し、第43条、第44条又は第44条の2によるときは発注者が負担する。

(2) 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等

受注者が負担する。

6 第4項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第1号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

7 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第42条、第42条の2又は第46条の2第3項によるときは発注者が定め、第43条、第44条又は第44条の2の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

8 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第46条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期限内に業務を完了することができないとき。

(2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。

(3) 第42条又は第42条の2の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当

する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第42条又は第42条の2の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

(2) 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害賠償を請求する場合の請求額は、発注者は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を請求することができる。

6 第2項の場合（第42条の2第1項第7号及び第9号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第46条の3 この契約に関し、受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、この契約の業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があつた場合には、変更後の業務委託料）の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項において同じ。）において、この契約に関し、受注者等が独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に関する事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を

行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- (4) この契約に関し、受注者(法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。次項において同じ。)の独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する刑が確定したとき。

- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、この契約の締結時における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求等)

第46条の4 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第44条又は第44条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。

- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第32条第2項(第37条において準用する場合を含む。)に規定する期日までに業務委託料が支払われなかった場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第46条の5 発注者は、引き渡された成果物に関し、第31条第3項(第37条第3項において準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

- 8 引き渡された成果物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(保険)

第47条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第48条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日までこの契約の締結時における財務大臣が決定する率を乗じて計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につきこの契約の締結時における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置)

第48条の2 受注者は、暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うものとする。

- 2 前項の規定による警察に通報し、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者にその旨を文書で報告しなければならない。
- 3 受注者は、暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うものとする。

(紛争の解決)

第49条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者との間で折半し、その他のものは発注者と受注者とがそれぞれ負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、業務代理人、主任技術者、管理技術者又は照査技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第14条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項のあっせん又は調停の手續を請求することができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手續前又は手續中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(届出書、通知書等の様式)

第50条 この約款に基づき受注者が発注者に対して提出すべき届出書、通知書等の様式は、発注者の定めるところによる。

(契約外の事項)

第51条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

附 則

この約款は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に締結される土木設計業務等委託契約について適用する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による委託業務（以下「本件委託業務」という。）を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3条 乙は、本件委託業務における個人情報の取扱いの責任者（以下単に「責任者」という。）及び本件委託業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、甲に報告しなければならない。これらの者を変更する場合も同様とする。

2 責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう従事者を監督しなければならない。

3 従事者は、責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(教育の実施)

第4条 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において従事者が遵守すべき事項その他本件委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従事者全員に対して実施しなければならない。

(秘密保持)

第5条 乙は、本件委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後にあっても同様とする。

2 乙は、責任者及び従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第6条 乙は、本件委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該労働者に対し本件特記事項において従業者が遵守すべきこととされている義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対し、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

3 乙は、本件委託業務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等の個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、甲が同意した場合を除き、本件委託業務を自ら行うこととし、本件委託業務の全部又は一部を第三者（乙の子会社を含む。以下同じ。）に再委託してはならない。

2 乙は、本件委託業務の全部若しくは一部を第三者に再委託しようとする場合又は既に行っている再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出し、その同意を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託を行う業務において取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託を必要とする理由
- (5) 再委託をしようとする相手方に関する次の情報
 - ア 相手方の氏名又は名称
 - イ 住所又は所在地
 - ウ 代表者
 - エ 連絡先
- (6) 再委託をしようとする相手方の個人情報の取扱いに関する責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託をしようとする相手方に求める個人情報保護措置の内容
- (8) 再委託をしようとする相手方に対する監督の方法
(再委託先の選定)

第8条 乙は、前条の規定により個人情報の取扱いを第三者に再委託しようとする場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう必要な措置を講じなければならない。

(再委託先との契約等)

第9条 乙は、第7条の規定により甲の同意を得て個人情報の取扱いを第三者に再委託する場合においては、再委託に係る契約書に次に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) 本特記事項第1条から第6条まで、第7条第1項、第11条から第16条まで、第17条第1項、第18条及び第19条の規定の内容に準じた事項（これらの規定中「甲」とあるのを「乙」と、「本件委託業務」とあるのを「再委託の業務」と、「本件特記事項」とあるのを「契約内容」と、「乙」とあるのを「再委託の相手方」と読み替えた事項）
- (2) 再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容、量等に応じて、再委託の相手方における作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理について、甲が直接又は乙を通じて少なくとも年1回以上、原則として、再委託先の作業場所における実地検査により（ただし、次に掲げる場合には書面により）本件特記事項が遵守されていることを確認すること。

ア 再委託先における作業場所が静岡県外等の遠方に所在する場合

イ その他実地検査の実施を困難とする特別の事情がある場合

- 2 乙は、本件委託業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(再々委託の禁止)

第10条 甲は、再委託した業務をさらに委託すること（以下「再々委託」という。）は、原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙は、第7条第2項に規定する再委託の内容を変更するものとして、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面及び再々委託に係る契約書の案を甲に提出して甲の同意を得なければならない。

- (1) 再々委託をしようとする業務の内容
- (2) 前号の業務において取り扱う個人情報
- (3) 再々委託の期間
- (4) 再々委託を必要とする理由
- (5) 再々委託をしようとする相手方に関する次の情報

ア 相手方の氏名又は名称

イ 住所又は所在地

ウ 代表者

エ 連絡先

- (6) 再々委託をしようとする相手方における責任体制並びに責任者及び従事者

- (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容

- (8) 再委託先における再々委託をしようとする相手方の監督方法

3 乙は、甲の同意を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、甲に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(取得の制限)

第11条 乙は、本件委託業務を処理するため個人情報を取得する場合は、その目的を明確にし、目的を達成するために必要最小限の範囲で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第12条 乙は、甲の同意がある場合を除き、本件委託業務の履行により知り得た個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第13条 乙は、甲の同意がある場合を除き、本件委託業務を処理するため甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の安全管理)

第14条 乙は、本件委託業務を処理するため収集、作成した個人情報又は甲から提供された資料に記録された個人情報を漏えい、紛失、き損又は滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該個人情報の安全な管理に努めなければならない。

2 乙は、甲から本件委託業務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

3 乙は、第1項の個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

4 乙は、甲が同意した場合を除き、第1項の個人情報を作業場所から持ち出してはなら

ない。

- 5 乙は、第1項の個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 乙は、従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。
- 7 乙は、本件委託業務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 8 乙は、本件委託業務を処理するために、作業場所に私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物等を持ち込んで使用してはならない。
- 9 乙は、本件委託業務を処理するパソコン等に、個人情報の漏えい等につながるおそれがある業務に関係のないアプリケーションをインストールしてはならない。
- 10 乙は、第1項の個人情報を秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存し、又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合にあっては、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を当該台帳に記録しなければならない。

（返還、廃棄又は消去）

- 第15条 乙は、本件委託業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自ら作成し、若しくは取得した個人情報について、本件委託業務完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 乙は、前項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
 - 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
 - 4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
 - 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

(事故発生時の対応)

第 16 条 乙は、本件委託業務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 乙は、甲と協議の上、2次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(報告の求め及び実地検査)

第 17 条 甲は、本件委託業務に関し本件特記事項が遵守されていることを確認するため、定期的に乙に報告を求めることができる。

2 甲は、本件委託業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容、量等に応じて、乙における作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理について、少なくとも年1回以上、原則として、乙の作業場所における実地検査により本件特記事項が遵守されていることを確認するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、甲は、乙における作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理に関しこの特記事項が遵守されていることを書面により乙に報告させることその他の手段により確認するものとする。

(1) 乙の作業場所が静岡県外等の遠方に所在する場合

(2) 前号に掲げる場合のほか実地検査の実施を困難とする特別の事情がある場合

4 乙は、前2項の規定による報告又は確認に伴い、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第 18 条 甲は、乙が本件特記事項に定める義務を果たさない場合は、本件委託業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 19 条 乙は、本件特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

注 「甲」を志太広域事務組合、「乙」を受注者とする。

入札書

- 1 入札番号 第49号
- 2 件 名 クリーンセンター志太整備に係る環境影響評価事後調査(その3)業務委託
- 3 履行場所 藤枝市仮宿・高田地内
及びその周辺地域

上記の件について、志太広域事務組合競争契約入札心得を承諾の上、下記の金額で請負いたいのので、申し込みます。

入札金額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(消費税抜)

令和 年 月 日

発注者 志太広域事務組合
管理者 焼津市長 中野 弘道 様

住 所

入札者 商 号

氏 名

印

- 1 入札書は、入札1件ごと1枚用意してください。
2 入札書には、入札番号、件名、入札金額、入札日、入札者の住所・商号・代表者の職氏名を必ず明記し、社印・代表者印を押印してください。

記載例

入 札 書

- 1 入札番号 第 〇〇 号
- 2 件 名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 3 履行場所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

入札金額は消費税額を除いた金額を記入。
「¥」マークも記入する。

上記の件について、志太広域事務組合競争入札入札心得を承諾の上、下記の金額で請負いたいのので、申し込みます。

入札金額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	1	2	3	0	0	0

(消費税抜)

入札(開札)日を記入する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 志太広域事務組合
管理者 焼津市長 中野 弘道 様

会社名・代表者の職名及び氏名は必ず明記し、社印・代表者印をする。

入札者 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
商号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名 〇〇 〇〇〇〇〇〇 印

郵便入札での注意事項

一般書留、簡易書留又は持参のみ有効です。
普通郵便やレターパック等での提出は無効となります。

入札書及び内訳書（必要な場合のみ）を入れる内封筒と、内封筒を入れる外封筒の二重封筒にしてください。

※窓口を持参する場合、外封筒は不要です。

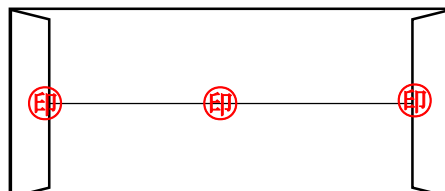
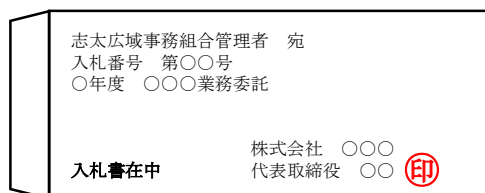
（令和7年5月1日～）

<内封筒記載例>

宛先、入札番号、件名、「入札書在中」、商号（又は名称）、並びに代表者の職名及び氏名を記入し、代表者印を押す。

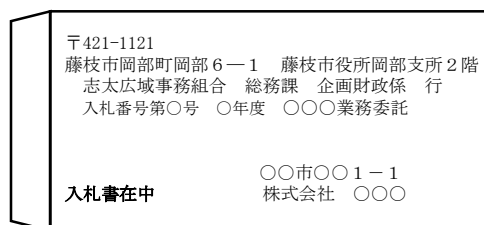
同じ印で、封筒のつなぎ目に封印をする。

※いずれかの印がない場合、無効となる場合があります。



<外封筒記載例>

宛先、入札番号、件名、「入札書在中」、住所、商号（又は名称）を記入する。



その他の規定については、「郵便入札に関する要領」や「競争契約入札心得」等（下記①のページのうち、「関連法規など」）をご覧ください。

志太広域事務組合ホームページ>組合の概要>入札・契約>入札情報 …①

<https://www.shida.or.jp/about/tender/115.html>

郵便入札に関する要領 …②

<https://www.shida.or.jp/material/files/group/2/yubinnyusatsuyoryoR070501.pdf>

①



②

